

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◆告 示 青少年に有害な図書類の指定
保安林の指定の解除予定
都市計画事業の認可
公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可
- ◆公安告示 遊技機の型式の認定
- ◆正 誤 昭和六十年十一月鳥取県告示第九十号中訂正

告 示

鳥取県告示第千四百四十一号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

| 指定 番号 | 種 別 | 図 書 | | 類 別 |
|----------|----------------|--|------------|--------------|
| | | 題 号 | 発行 番号 | |
| 2108 | 雑誌その他の の刊行物 | 淫欲姉弟 サイキックな秋 | FK- ネE | アリス出版 |
| 2109 | " | ハード・スベシナル | FK- ネC | アリス出版 |
| 2110 | " | フインガーアブレス思いっきり抜いて ね！ 美少女決闘魔界 | FG- 1-F | アリス出版 |
| 2111 | " | MILK DIARY 好きになってもいいですか？ | FK- ネ4 | キャロル出版 |
| 2112 | " | ビューCream ペロペロおしゃぶり 精液出して | NC- 1-F | キャロル出版 |
| 2113 | " | エロス・アツアツ瞬間昇天 ¹ 1000 ときめいて | EP- 1-F | クライヌラーブ ロ |
| 2114 | " | セクシーボトム とっってもオシヤレな下半身 | SB- 1-F | クライヌラーブ ロ |
| 2115 | " | セクシーアィズ大人の関係 Fuck ME | SI- 1-F | クライヌラーブ ロ |
| 2116 | " | 肉欲の疼き ももいろ | FK- ネB | Do企画 |
| 2117 | " | 淫乱 夢殿 | FK- ネD | Do企画 |
| 2118 | " | 性欲処理 看護婦物語 | FK- ネF | Do企画 |
| 2119 | " | Hihel | HI- 1-F | Do企画 |

| | | | | |
|------|---|---------------------|--------------------------|---------------|
| 2120 | " | メッセージ | ME— 1—F | Do企画 |
| 2121 | " | タツチ チンボ漁りの実態 | TT— 1—F | Do企画 |
| 2122 | " | 妖精天国 創刊2号 | YT— 1—F | Do企画 |
| 2123 | " | シエインゾ オニヤンコ娘Y部写真 | SE— 1—F | 童里夢社 |
| 2124 | " | 浮ら人妻SM細奴隸 あぶのおまる | FJ— FH | なし |
| 2125 | " | 人妻めれた関係 | 雑誌コ ーF18394 —12/15 | 株式会社蒼竜社 |
| 2126 | " | 漫画エロス 1月新年号 | 雑誌 0364 9—1 | 株式会社司書房 |
| 2127 | " | 漫画スカット 1月号 | 雑誌 0838 9—1 | みのり書房 |
| 2128 | " | 劇面悦築号 1月号 | 雑誌 0367 9—1 | サン出版 |
| 2129 | " | オレソソ通信 12月号 | 雑誌コ ーF02189 —12 | 株式会社東京三 世社 |
| 2130 | " | 鮮烈写真 1月号 | 雑誌 0567 1—1 | 株式会社平和出 版 |
| 2131 | " | ピソクロード 7月号 | 雑誌 0762 5—7 | 株式会社ラン出 版 |
| 2132 | " | シネロード 1月号 | 雑誌 0495 5—1 | 株式会社サン出 版 |
| 2133 | " | PENTHOUSE 12月号 | 雑誌 0797 7—12 | 株式会社講談社 |

鳥取県告示第千四百四十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一九五三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千四百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

東伯町

二 都市計画事業の種類及び名称

東伯都市計画道路事業三・四・一号保浦安線

三 事業施行期間

昭和六十年十二月十日から昭和六十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 東伯郡東伯町大字徳万字鳥見、字才ノ木、字下込堂、

字中込堂及び字南馬込並びに大字下伊勢字谷田地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第千四百四十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十九年十二月一日 鳥取県指令受港第百六十号

三 しゅん功認可の年月日

昭和六十年十一月二十五日

四 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤碓町大字赤碓字鉢屋々敷一二四六一一地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点と②の地点とを直線で結んだ線、②の地点から③の地点までを順次に通る昭和五十九年の春分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線及び⑧の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 道由三角点（北緯三五度三〇分三〇秒八〇〇、東経一三三度三九分〇三秒〇四九）から三一六度〇九分三〇秒六六七・

五〇メートルの地点

②の地点

①の地点から二四七度〇四分五〇秒六八・四〇メートルの地点

地点

③の地点 ②の地点から三四五度一九分三七秒七・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から六三度五九分一秒七・四〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から五八度四三分三四秒一四・五〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から一五七度〇四分五〇秒二・一〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から六二度〇三分五七秒三〇・三〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から七五度四二分〇六秒一五・七〇メートルの地点

(三) 面積

五七一・三五平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

赤碕町役場

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十年十二月十日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

| 遊技機の種類 | 型 式 | 製 造 業 者 名 |
|---------|------------|-----------|
| ばちんこ遊技機 | パニックX | 株式会社三洋物産 |
| | アロー | |
| | アトミックマシン | 平和工業株式会社 |
| | ブラボー10-II | |
| | ドッグマン | |
| | ゴールドスパーク | |
| | シーザー | 株式会社三共 |
| | アリゲーターI | |
| | アリゲーターII | |
| | スーパーステーション | |

正

誤

昭和六十年十一月鳥取県告示第九十号（公有水面の埋立ての免許の
願について）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行

誤

正

一 下 十五、十六

二〇八度一五分一

二〇九度四一分一八秒

五秒三三三・五メ

三二〇・二メートル

メートル

二 上 八

二〇九度五一分三

二一一度一九分三一秒

二秒三四五・〇メ

三三一・五メートル

メートル